

よる事前の届出があったので、同令第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成 18 年 7 月 5 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 加入区 の 名称
鏡町加入区
- 2 発起人の住所及び氏名
八代市鏡町鏡町 813 番地 宮崎 誠
八代市鏡町北新地 594 番地 森本 友喜
八代市鏡町北新地官有無番地 山口 敏徳
- 3 法第 113 条第 1 項の申出をする漁業協同組合
鏡町漁業協同組合
- 4 縦覧期間
平成 18 年 7 月 5 日から平成 18 年 7 月 19 日まで
- 5 縦覧場所
鏡町漁業協同組合

熊本県告示第 706 号

漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号。以下「法」という。）第 112 条第 1 項の同意を求めため、漁船損害等補償法施行令（昭和 27 年政令第 68 号）第 5 条第 1 項の規定による事前の届出があったので、同令第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成 18 年 7 月 5 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 加入区 の 名称
昭和加入区
- 2 発起人の住所及び氏名
八代市昭和同仁町 939 番地 2 地先 橋本 秀一
八代市昭和同仁町 938 番地 2 地先 大江田 義一
八代市昭和日進町 38 番地の 2 松本 一義
- 3 法第 113 条第 1 項の申出をする漁業協同組合
昭和漁業協同組合
- 4 縦覧期間
平成 18 年 7 月 5 日から平成 18 年 7 月 19 日まで
- 5 縦覧場所
昭和漁業協同組合

熊本県告示第 707 号

平成 13 年 4 月 1 日熊本県告示第 279 号の 10（口頭による開示請求をすることができる個人情報）の一部を次のとおり改正する。

平成 18 年 7 月 5 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

表中

熊本県非常勤職員採用試験 (景観対策業務嘱託員)	1 次試験不合格者に対しては 1 次試験の得点及び順位、2 次試験受験者に対しては総合得点及び総合順位	合格発表の日から 1 月	都市計画課	を
熊本県非常勤職員採用試験 (景観対策業務嘱託員)	1 次試験不合格者に対しては 1 次試験の得点及び順位、2 次試験受験者に対しては総合得点及び総合順位	合格発表の日から 1 月	都市計画課	
熊本県非常勤職員採用試験 (熊本県登記嘱託員)	1 次試験不合格者に対しては 1 次試験の得点及び順位、2 次試験受験者に対しては総合得点及び総合順位	合格発表の日から 1 月	新幹線都市整備総室	に

改める。

熊本県告示第 708 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 18 年 7 月 5 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 18 年 7 月 5 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要 地方 道	熊本高森 線	阿蘇郡西原村大字河原字塔の原 271 番 1 地先から 同 所 285 番 1 地先まで	前	5.5 ～ 31.8	146.5	旧道移管
		阿蘇郡西原村大字河原字塔の原 285 番 1 地先から 同村大字河原字市川原 1093 番 1 地先まで		3.8 ～ 14.0		
		阿蘇郡西原村大字河原字門出 921 番 2 地先から 同 所 883 番 1 地先まで		3.2 ～ 6.3		
		阿蘇郡西原村大字河原字門出 874 番 1 地先から 同 所 859 番 1 地先まで		5.0 ～ 5.9		
		阿蘇郡西原村大字河原字門出 629 番 2 地先から 同村大字布田字古閑 250 番 6 地先まで		4.1 ～ 34.2		
		阿蘇郡西原村大字河原字塔の原 271 番 1 地先から 阿蘇郡西原村大字布田字古閑 250 番 6 地先まで		10.0 ～ 68.3		
		阿蘇郡西原村大字河原字塔の原 271 番 1 地先から 阿蘇郡西原村大字布田字古閑 250 番 6 地先まで		10.0 ～ 68.3		
		阿蘇郡西原村大字河原字塔の原 271 番 1 地先から 阿蘇郡西原村大字布田字古閑 250 番 6 地先まで		後		

2 供用を変更する期日 平成 18 年 7 月 5 日

熊本県告示第 709 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 18 年 7 月 5 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 18 年 7 月 5 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
-------	-----	-----------	----	--------------	--------------	----

主要 地方 道	別府一の 宮線	阿蘇市一の宮町手野字外園	前	14.6 ～ 24.0	218.2	緊 道 整
		同 所	後	15.2 ～ 42.8	218.2	
		1119 番 1 地先から				
		1093 番 1 地先まで				

2 区域を変更する期日 平成 18 年 7 月 5 日

熊本県告示第 710 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 18 年 7 月 5 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 18 年 7 月 5 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	219 号	八代市坂本町川嶽 77 番 地先から 同 所 1128 番 1 地先まで	220.0	地域連携

2 供用を開始する期日 平成 18 年 7 月 10 日

熊本県告示第 711 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 18 年 7 月 5 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 18 年 7 月 5 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	324 号	天草市志柿町字高垣 2698 番 1 地先から 同町字中の塩屋 374 番 2 地先まで	752	交安 1 種

2 供用を開始する期日 平成 18 年 7 月 5 日

熊本県告示第 712 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条において準用する第 49 条の規定により、施術者を次のように指定した。

平成 18 年 7 月 5 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

〔施術者（柔道整備）〕

指定番号	施術所名称	施術者	施術所所在地	指定年月日
生熊柔個 25	越智鍼灸接骨院	越智 克彦	水俣市大園町一丁目 3-6	平成 18 年 4 月 28 日

〔施術者（あん摩・マッサージ）〕

指定番号	施術所名称	施術者	施術所所在地	指定年月日
生熊マ個 6	越智鍼灸接骨院	越智 克彦	水俣市大園町一丁目 3-6	平成 18 年 4 月 28 日

熊本県告示第 713 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 30 条の規定により告示する。

平成 18 年 7 月 5 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県水俣市長崎字河端 787 の 3 から 787 の 5 まで、808 の 2、字御手洗水谷 811 の 1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字河端 787 の 3・787 の 4・字御手洗水谷 811 の 1（以上 3 筆について次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県芦北地域振興局並びに水俣市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 714 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により次の森林を解除予定保安林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 30 条の規定により告示する。

平成 18 年 7 月 5 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 解除に係る保安林の所在場所 熊本県水俣市市野瀬字松平 1034-2
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため

公 告**熊本県公告第 516 号**

宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）第 65 条第 2 項の規定による行政処分について、同法第 70 条第 1 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 18 年 7 月 5 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 被処分者
名 称 ケイ・エム企画
代表者氏名 前田 勝則
事務所所在地 熊本県熊本市月出五丁目 3 番 35 号
免許証番号 熊本県知事（5）第 2992 号
免許年月日 平成 15 年 2 月 19 日
- 2 処分年月日
平成 18 年 6 月 23 日
- 3 処分内容
業務の全部停止 1 月
- 4 適用条項
宅地建物取引業法第 65 条第 2 項

熊本県公告第 517 号

職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）第 30 条の規定に基づき、平成 18 年度職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

平成 18 年 7 月 5 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 試験を実施する職種
 - (1) 学科試験（系基礎学科、専攻学科及び指導方法）を実施する職種
和裁科
 - (2) 学科試験（指導方法に限る。）を実施する職種
園芸科、造園科、森林環境保全科、鉄鋼科、鑄造科、鍛造科、熱処理科、塑性加工科、溶接科、構造物鉄工科、金属表面処理科、機械科、電子科、電気科、コンピュータ制御科、発電電科、送配電科、電気工事科、自動車製造科、自動車整備科、自動車車体整備科、航空機製造科、航空機整備科、鉄道車両科、造船科、時計科、光

学ガラス科、光学機器科、計測機器科、理化学機器科、製材機械科、内燃機関科、建設機械科、農業機械科、縫製機械科、織布科、織機調整科、染色科、ニット科、洋裁科、洋服科、縫製科、和裁科、寝具科、帆布製品科、木型科、木工科、工業包装科、紙器科、製版・印刷科、製本科、プラスチック製品科、レザー加工科、ガラス科、ほうろう製品科、陶磁器科、石材科、麺科、パン・菓子科、食肉科、水産物加工科、発酵科、建築科、枠組壁建築科、とび科、建設科、プレハブ建築科、屋根科、スレート科、建築板金科、防水科、サッシ・ガラス施工科、畳科、インテリア科、床仕上げ科、表具科、左官・タイル科、築炉科、ブロック建築科、熱絶縁科、冷凍空調機器科、配管科、住宅設備機器科、さく井科、土木科、測量科、建築物設備管理科、ボイラー科、クレーン科、建設機械運転科、港湾荷役科、化学分析科、公害検査科、木材工芸科、竹工芸科、漆器科、貴金属・宝石科、印章彫刻科、塗装科、広告美術科、デザイン科、義肢装具科、電気通信科、電話交換科、事務科、貿易事務科、流通ビジネス科、写真科、介護サービス科、理容科、美容科、ホテル・旅館・レストラン科、観光ビジネス科、日本料理科、中国料理科、西洋料理科、臨床検査科、フラワー装飾科、メカトロニクス科、情報処理科、フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科

2 試験の科目

(1) 学科試験（系基礎学科、専攻学科及び指導方法）を行う職種及び試験の科目

免許職種	学 科 試 験 の 科 目
和裁科	ア 指導方法（職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導及び職業訓練関係法規） イ 関連学科 (ア) 系基礎学科 a 裁縫知識（裁縫工程、裁縫用具、見積り） b 縫製法（縫製法、縫製用材料） c 安全衛生法（安全管理、衛生管理） (イ) 専攻学科 a 和裁法（縫製工程、和服の種類、裁縫法） b 被服学（被服史、被服論、被服科学、服装美学）

(2) 学科試験（指導方法に限る。）を行う職種及び試験の科目

免 許 職 種	学科試験の科目
園芸科、造園科、森林環境保全科、鉄鋼科、鋳造科、鍛造科、熱処理科、塑性加工科、溶接科、構造物鉄工科、金属表面処理科、機械科、電子科、電気科、コンピュータ制御科、発電電科、送配電科、電気工事科、自動車製造科、自動車整備科、自動車車体整備科、航空機製造科、航空機整備科、鉄道車両科、造船科、時計科、光学ガラス科、光学機器科、計測機器科、理化学機器科、製材機械科、内燃機関科、建設機械科、農業機械科、縫製機械科、織布科、織機調整科、染色科、ニット科、洋裁科、洋服科、縫製科、和裁科、寝具科、帆布製品科、木型科、木工科、工業包装科、紙器科、製版・印刷科、製本科、プラスチック製品科、レザー加工科、ガラス科、ほうろう製品科、陶磁器科、石材科、麺科、パン・菓子科、食肉科、水産物加工科、発酵科、建築科、枠組壁建築科、とび科、建設科、プレハブ建築科、屋根科、スレート科、建築板金科、防水科、サッシ・ガラス施工科、畳科、インテリア科、床仕上げ科、表具科、左官・タイル科、築炉科、ブロック建築科、熱絶縁科、冷凍空調機器科、配管科、住宅設備機器科、さく井科、土木科、測量科、建築物設備管理科、ボイラー科、クレーン科、建設機械運転科、港湾荷役科、化学分析科、公害検査科、木材工芸科、竹工芸科、漆器科、貴金属・宝石科、印章彫刻科、塗装科、広告美術科、デザイン科、義肢装具科、電気通信科、電話交換科、事務科、貿易事務科、流通ビジネス科、写真科、介護サービス科、理容科、美容科、ホテル・旅館・レストラン科、観光ビジネス科、日本料理科、中国料理科、西洋料理科、臨床検査科、フラワー装飾科、メカトロニクス科、情報処理科、フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科	指導方法（職業訓練原理、教科指導方法、訓練生の心理、生活指導及び職業訓練関係法規）

3 試験を受けることができる者

(1) 試験職種（1の(1)）に係る試験を受けることができる者

2 級の技能検定に合格した者、当該職種の職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者及び商工会議所が行う和裁に関する 1 級又は 2 級の技能の検定の合格証書を有する者を対象とする。

(2) 試験職種(1の(2))に係る試験を受けることができる者

職業能力開発促進法施行規則(昭和 44 年労働省令第 24 号)第 46 条の規定に基づき、実技試験の全部及び学科試験のうち系基礎学科及び専攻学科が免除となる者を対象とする。

4 試験の一部免除

(1) 免除の資格者及び免除の範囲は、次のとおりとする。

免除を受けることができる者	免除の範囲
免許職種に関し、1 級の技能検定又は単一等級の技能検定に合格した者	実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科
免許職種に関し、2 級の技能検定に合格した者	実技試験の全部
職業訓練指導員免許を受けた者	学科試験のうち指導方法及び関連学科の系基礎学科 (当該免許職種に係る職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。)
免許職種に関し、職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者	実技試験の全部
職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者	学科試験のうち指導方法
免許職種に関し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科(フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあつては学科試験のうち関連学科)に合格した者	学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科 (フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあつては、学科試験のうち関連学科)
職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科に合格した者	学科試験のうち関連学科の系基礎学科(当該職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。)
免許職種に関し、専門課程の高度職業訓練を終了した者	学科試験のうち関連学科
学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)による大学又は高等専門学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者	学科試験のうち関連学科

(2) 免許職種に係る免除の資格者及び免除の範囲は、次のとおりである。

免許職種	免除を受けることができる者	免除の範囲
溶接科	ボイラー及び圧力容器安全規則(昭和 47 年労働省令第 33 号)による特別ボイラー溶接士免許を有する者	実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科
電子科	電波法(昭和 25 年法律第 131 号)による第 1 級無線技術士の免許を有する者	実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科
自動車整備科	自動車整備士技能検定規則(昭和 26 年運輸省令第 71 号)による 1 級四輪自動車整備士、1 級二輪自動車整備士、2 級ガソリン自動車整備士、2 級ジーゼル自動車整備士、2 級三輪自動車整備士又は 2 級二輪自動車整備士の技能検定の合格証書を有する者	実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科
航空機整備科	航空法(昭和 27 年法律第 231 号)による一等航空整備士若しくは二等航空整備士又は航空工場整備士の資	実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科

	格についての航空従事者技能証明書を有する者	
測量科	測量法（昭和 24 年法律第 188 号）による測量士の試験の合格証書を有する者	実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科
ボイラー科	ボイラー及び圧力容器安全規則による特級ボイラー技能士の免許を有する者、又は電気事業法施行規則によるボイラー・タービン主任技術者の免状を有する者	実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科
電気通信科	電波法による第一級無線通信士の免許を有する者	実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科
臨床検査科	医師法（昭和 23 年法律第 201 号）による医師国家試験、歯科医師法（昭和 23 年法律第 202 号）による歯科医師国家試験又は獣医師法（昭和 24 年法律第 186 号）による獣医師国家試験の合格証書を有する者	実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科
事務科	公認会計士法（昭和 23 年法律第 103 号）による公認会計士試験の第二次試験若しくは第三次試験又は税理士法（昭和 26 年法律第 237 号）による税理士試験に合格したことを証する書面を有する者	実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科
和裁科	商工会議所法（昭和 28 年法律第 143 号）に基づいて商工会議所が行う和裁に関する 1 級又は 2 級の技能の検定の合格証書を有する者	実技試験の全部
上記以外の範囲にあっては、職業能力開発促進法施行規則別表第 11 の 3 に掲げる試験の免除を受けることができる者		職業能力開発促進法施行規則別表第 11 の 3 に掲げる免除の範囲

5 試験を受けることができない者

(1) 前各項の規定にかかわらず、次に該当する者は、試験を受けることができない。

ア 成年被後見人又は被保佐人

イ 禁錮以上の刑に処せられた者

ウ 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から 2 年を経過しない者

6 試験の日時及び場所

平成 18 年 9 月 8 日午前 10 時 30 分から

熊本県庁（本館 802 会議室）

7 受験手続

(1) 受験申請書類

職業訓練指導員試験受験申請書、受験票、履歴書、写真（申請前 6 か月以内に撮影した上半身の写真で、横 30 ミリ、縦 40 ミリ、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）及び試験の免除の資格を有することを証明する書類

(2) 申請書類の受付期間及び提出先

平成 18 年 7 月 25 日から 8 月 8 日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時まで）

熊本県商工観光労働部労働雇用総室産業人材育成室

(3) 受験手数料

受験手数料（学科試験手数料）は、3,100 円とし、熊本県収入証紙を受験申請書に貼り付けて納付する。

なお、受験申請書を受け付けた後は、いかなる理由がある場合にも受験手数料は返還しない。

(4) 受験票

受験申請書を受け付けたときは、申請者あてに後日、受験票を送付する。

8 合格発表

平成 18 年 10 月 2 日に合格者受験番号を熊本県公報で公示するとともに、合格証書の送付により本人あて通知する。

9 その他

(1) 受験申請書等は、熊本県商工観光労働部労働雇用総室産業人材育成室において交付する。

なお、受験申請書等の交付を郵送により希望する場合は、郵便番号、住所、氏名を明記のうえ、140 円切手を同封し、熊本県商工観光労働部労働雇用総室産業人材育成室に請求すること。

(2) 受験申請書等を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「職業訓練指導員受験申請書在中」と朱書きすること。

なお、この場合は、受付期間終了日の消印のあるものまで受理する。

(3) 試験についての不明な点は、次に問い合わせること。

熊本県商工観光労働部労働雇用総室産業人材育成室
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話 096-333-2344 (直通)

熊本県公告第 518 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 18 年 7 月 5 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
玉名市大字下字名町 273 番 1 及び水路の一部
3,900.10 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
玉名郡玉東町木葉 81 番地
有限会社 坂本石灰工業所

熊本県公告第 519 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 18 年 7 月 5 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
荒尾市宮内字松ヶ浦 1057 番 20 の一部、同字下井手道 1092 番 35 の一部、同 1092 番 28 の一部、同 1092 番 29、同 1092 番 19 及び同 1092 番 6 の一部
5,704.10 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
宮崎県宮崎市新栄町 33 番地
株式会社コスモス薬品

熊本県公告第 520 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 18 年 7 月 5 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
玉名市立願寺字東段 656 番 1、同 656 番 3、同 662 番 1、同字筒浦 526 番 3、同 532 番 1、同 534 番 1、同 534 番 3、同 534 番 4、同 549 番 1、同 549 番 6、同 554 番の一部、同 556 番 1、同 556 番 4 及び同 557 番 5
16,880.22 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
玉名市繁根木 131 番地 1
司観光開発株式会社

熊本県公告第 521 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 18 年 7 月 5 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
玉名市六田 13 番 3 の一部、同 13 番 4、同 13 番 5、同 13 番 6 及び同 13 番 7
3,005.64 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都台東区上野七丁目 14 番 4 号
ダイワロイヤル株式会社

熊本県公告第 522 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 18 年 7 月 5 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 競争入札に付する事項
(1) 調達物品及び数量
男性警察官用合帽子 1,289 個
男性警察官用合活動帽子 1,152 個

- (2) 調達物品の規格及び品質等
入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 納入期限
平成 18 年 11 月 10 日 (金)
- (4) 納入場所
警察本部各課、各警察署等
- (5) 入札方法
 - ア 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額 (当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。) をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
 - イ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得 (昭和 39 年熊本県告示第 420 号) の規定を準用する。
 - ウ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- 2 入札に参加できる者
次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
 - (1) 物品の購入契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格審査要領 (昭和 39 年熊本県告示第 386 号。以下「審査要領」という。) による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3 に掲げるところにより、審査要領による審査を受け、入札参加資格を得ること。
 - (2) 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
 - (3) 民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
 - (4) 5 の (3) 記載の入札の日時において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領 (平成 14 年熊本県告示第 811 号) による指名停止期間中でないこと。
 - (5) 納入しようとする物品に必要とする生地 of 供給を受けることが可能であると認められる書類を熊本県出納局管理調達課へ提出した者
 - (6) 納入する物品又は類似する物品について、過去 5 年の間に生産又は販売実績を有すること。
 - (7) 納入する物品の縫製設備が日本国内にあり、熊本県の求めにより検査に応じられること。
 - (8) (5)、(6) 及び (7) については、これを証明する書類を平成 18 年 7 月 5 日 (水) から平成 18 年 8 月 1 日 (火) までの日 (県の休日を除く。) の午前 8 時 30 分から午後 5 時までの間に 4 に記載の場所へ提出すること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法
2 の (1) に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、審査要領に定める入札参加資格審査申請書に必要書類を添付し、3 の (2) の場所へ持参又は郵送 (書留郵便に限る。) により提出すること。
 - (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課資格審査班 (県庁行政棟本館 2 階)
郵便番号 862 - 8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話 096 - 333 - 2581 (ダイヤルイン)
 - (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
平成 18 年 7 月 5 日 (水) から平成 18 年 7 月 24 日 (月) までの日 (県の休日を除く。) の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札の日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
 - (4) 資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
 - (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査結果通知書に記載する登録の日から平成 19 年 9 月 30 日までとする。
 - (6) 有効期間の更新手続
前項の有効期間の更新を希望する者に対しては、審査要領に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成 19 年 7 月 2 日から平成 19 年 7 月 31 日まで行う。
- 4 契約条項を示す場所
熊本県出納局管理調達課契約班 (県庁行政棟本館 2 階)
郵便番号 862 - 8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話 096 - 333 - 2580 (ダイヤルイン)
- 5 入札手続等
 - (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称

- 4 に記載のとおり
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
- ア 交付期間
平成 18 年 7 月 5 日（水）から平成 18 年 8 月 1 日（火）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
- イ 交付場所
4 に記載のとおり
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
- ア 日時
平成 18 年 8 月 4 日（金）午前 10 時から
- イ 場所
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県出納局管理調達課分室（県庁行政棟本館 2 階）
- (4) 入札書の提出方法
5 の（3）記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、4 に記載の場所に平成 18 年 8 月 3 日（木）までに必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。
- 6 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の 100 分の 5 以上の金額を 5 の（3）記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
- ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- なお、入札保証金の納付の免除を希望する者は、アの場合にあっては入札保証保険証券を、イの場合にあっては履行証明書を、入札保証金免除申請書に添えて、平成 18 年 8 月 1 日（火）までに 4 に記載する場所に提出すること。
- (3) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- ア 入札に参加する資格を有しない者の行った入札
- イ 委任状を提出しない代理人が行った入札
- ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者が行った入札
- エ 記名押印を欠く入札
- オ 金額を訂正した入札
- カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- キ 明らかに連合によると認められる入札
- ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理を行った者の入札
- ケ 二以上の意思表示を行った入札
- コ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- サ その他入札方法等入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (5) 最低制限価格
設定しない。
- (6) 契約の締結
- ア 契約書作成の要否
要
- イ 契約の締結期限
落札者決定の日から 14 日以内とする。
- ウ 落札者からの契約締結の申出期限
落札者決定の日から 7 日以内とする。
- (7) 契約保証金
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
- ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被

- 保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (8) その他詳細は、入札説明書による。

熊本県公告第 523 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 18 年 7 月 5 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達物品及び数量
男性警察官用制服ベルト 1,560 本
- (2) 調達物品の規格及び品質等
入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 納入期限
平成 18 年 11 月 10 日（金）
- (4) 納入場所
警察本部各課、各警察署等
- (5) 入札方法
ア 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- イ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和 39 年熊本県告示第 420 号）の規定を準用する。
- ウ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。

2 入札に参加できる者

- 次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
- (1) 物品の購入契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格審査要領（昭和 39 年熊本県告示第 386 号。以下「審査要領」という。）による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3 に掲げるところにより、審査要領による審査を受け、入札参加資格を得ること。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- (4) 5 の（3）記載の入札の日時において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成 14 年熊本県告示第 811 号）による指名停止期間中でないこと。
- (5) 納入しようとする物品の見本品（現品）を熊本県警察本部警務部警務課装備係に提出し、確認を受けたことを証明する書類を入札書の提出期限までに 4 に記載する場所に提出した者であること。
なお、見本品（現品）の提出期間は、平成 18 年 7 月 5 日（水）から平成 18 年 7 月 26 日（水）までの（県の休日を除く。）の午前 9 時 30 分から午後 5 時までとする。

3 入札参加資格を得るための申請方法等

- (1) 申請の方法
2 の（1）に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、審査要領に定める入札参加資格審査申請書に必要書類を添付し、3 の（2）の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館 2 階）
郵便番号 862 - 8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話 096 - 333 - 2581（ダイヤルイン）
- (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
平成 18 年 7 月 5 日（水）から平成 18 年 7 月 24 日（月）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札の日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- (4) 資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。

- (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査結果通知書に記載する登録の日から平成 19 年 9 月 30 日までとする。
- (6) 有効期間の更新手続
前項の有効期間の更新を希望する者に対しては、審査要領に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成 19 年 7 月 2 日から平成 19 年 7 月 31 日まで行う。
- 4 契約条項を示す場所
熊本県出納局管理調達課契約班（県庁行政棟本館 2 階）
郵便番号 862 - 8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話 096 - 333 - 2580（ダイヤルイン）
- 5 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
4 に記載のとおり
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
ア 交付期間
平成 18 年 7 月 5 日（水）から平成 18 年 8 月 1 日（火）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
イ 交付場所
4 に記載のとおり
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時
平成 18 年 8 月 4 日（金）午前 11 時から
イ 場所
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県出納局管理調達課分室（県庁行政棟本館 2 階）
- (4) 入札書の提出方法
5 の（3）記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、4 に記載の場所に平成 18 年 8 月 3 日（木）までに必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。
- 6 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の 100 分の 5 以上の金額を 5 の（3）記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
なお、入札保証金の納付の免除を希望する者は、アの場合にあっては入札保証保険証券を、イの場合にあっては履行証明書を、入札保証金免除申請書に添えて、平成 18 年 8 月 1 日（火）までに 4 に記載する場所に提出すること。
- (3) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
ア 入札に参加する資格を有しない者の行った入札
イ 委任状を提出しない代理人が行った入札
ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者が行った入札
エ 記名押印を欠く入札
オ 金額を訂正した入札
カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
キ 明らかに連合によると認められる入札
ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理を行った者の入札
ケ 二以上の意思表示を行った入札
コ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
サ その他入札方法等入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (5) 最低制限価格
設定しない。

- (6) 契約の締結
 - ア 契約書作成の要否
 - イ 契約の締結期限
 - ウ 落札者からの契約締結の申出期限
 - 落札者決定の日から 7 日以内とする。
- (7) 契約保証金
 - 契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
 - ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
 - イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (8) その他詳細は、入札説明書による。

熊本県公告第 524 号

上益城郡山都町通潤地区土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があった。

平成 18 年 7 月 5 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	本 田 陽 一	上益城郡山都町城原 224 番地
"	元 田 勝 己	上益城郡山都町長原 862 番地 1
"	松 永 続 光	上益城郡山都町畑 79 番地
"	藤 田 堯 行	上益城郡山都町田吉 85 番地
"	後 藤 勝 喜	上益城郡山都町犬飼 402 番地
"	佐 藤 久 男	上益城郡山都町新小 846 番地 3
"	山 下 繁 蔵	上益城郡山都町新小 2118 番地
"	山 下 邦 征	上益城郡山都町白藤 1104 番地
"	山 下 隆 生	上益城郡山都町牧野 64 番地
監事	原 田 英 明	上益城郡山都町長原 162 番地
"	三 河 義 昭	上益城郡山都町新小 581 番地
"	後 藤 一 弘	上益城郡山都町白藤 690 番地
就任		
理事	本 田 陽 一	上益城郡山都町城原 224 番地
"	後 藤 勝 喜	上益城郡山都町犬飼 402 番地
"	松 永 続 光	上益城郡山都町畑 79 番地
"	草 野 幸 嗣	上益城郡山都町長春 853 番地
"	村 上 修 一	上益城郡山都町田吉 104 番地
"	佐 藤 久 男	上益城郡山都町新小 846 番地 3
"	山 下 繁 蔵	上益城郡山都町新小 2118 番地
"	赤 沢 法 晴	上益城郡山都町白藤 804 番地
"	増 本 正	上益城郡山都町牧野 1846 番地 1
監事	岩 崎 鈴 雄	上益城郡山都町新小 582 番地
"	中 村 俊 覚	上益城郡山都町長原 154 番地
"	後 藤 一 弘	上益城郡山都町白藤 690 番地

熊本県公告第 525 号

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 29 条の 2 の規定に基づき、営業所又は建設業者の所在を確知できないので、次のとおり公告する。

なお、営業所の移転等により当該地以外で営業を行っている者については、公告の日から 30 日以内に申し出ること。

平成 18 年 6 月 27 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 営業所又は建設業者の所在が確知できない業者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
木下工業
八代市千丁町太牟田 2471-1
代表者 木下 一彦
熊本県知事許可（般-14）第 04196 号
- 2 申出先
熊本県土木部監理課

登載依頼

熊本県監査委員公告第 8 号

平成 17 年 11 月 8 日から平成 18 年 1 月 13 日までの間に実施した監査の結果に基づく改善措置を、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 9 項の規定により、次のとおり公表する。

平成 18 年 7 月 5 日

熊本県監査委員	高	宗	秀	暁
同	月	待	孝	一
同	竹	口	博	己
同	馬	場	成	志

監査対象機関等	監査執行年月日	報告公表年月日
芦北高校・教育委員会福利厚生課	平成 17 年 12 月 27 日	平成 18 年 3 月 13 日
(指摘事項) 教職員住宅に係る土地の一部（面積 110 平方メートル）について、町道として認定されているにもかかわらず、県の所有のままとなっていた。町に対し有償売却を行うなど、土地の現況に応じた所有権移転登記の手続きをすすめること。		
(改善措置) 現在未利用地（現況道路）であり、将来的にも利活用の計画がないため、道路管理者である芦北町に処分に向けた検討を申し入れた。平成 18 年度からは具体的な協議を進めたい。		

監査対象機関等	監査執行年月日	報告公表年月日
教育委員会体育保健課（県立学校共通）	平成 17 年 11 月 18 日 ～平成 18 年 1 月 13 日	平成 18 年 3 月 13 日
(指導事項) ほとんどの学校において、職員・児童生徒の健康診断業務について、単独随意契約を行っているが、検診項目のなかには他の検査機関でも十分実施可能なものがある。 単独随意契約は、特殊性、非代替性の要件が必要であり、今後は原則として競争原理を導入した契約方法に改めること。		
(改善措置) 職員・児童生徒の健康診断については、それぞれ、学校保健法第 6 条及び第 8 条の規定により、学校医及び産業医が実施することになっている。やむを得ず他の検査機関に依頼する場合（職員の場合は、X 線及び胃検診、児童生徒の場合は、X 線、検尿及び心臓検診）は、複数の検査機関への見積依頼を検討するが、検査内容等が不統一とならないよう配慮する必要があるため、学校医・産業医と協議のうえ決定するよう各学校を指導する。		

監査対象機関等	監査執行年月日	報告公表年月日
教育委員会高校教育課（高等学校共通）	平成 17 年 11 月 18 日 ～平成 18 年 1 月 13 日	平成 18 年 3 月 13 日

(指導事項)

毒・劇物の管理状況について、管理記録簿の記入漏れや管理責任者による定期点検の未実施など管理の不備が多数に上り、また、長期間使用されていない薬品を大量に保管している学校も見受けられた。

毒・劇物の安全管理のために、各学校に対し、速やかに管理記録簿を整備し、薬品の使用状況や在庫量について管理責任者の確認を定期的に行うことなど適正な管理を指導するとともに、学校保健法に基づく学校薬剤師を活用した管理体制の徹底を図ること。

(改善措置)

○平成 18 年 4 月 7 日付けの「観察、実験・実習に伴う事故防止と安全対策について（通知）」において、安全管理体制を整え、保管施設・設備を定期的に点検するとともに、保管薬品は、管理記録簿を作成し、品目や量を常に明確にしておくよう指導した。なお、今年度、学校薬剤師の活用の項目を追加した。

○平成 18 年 5 月 15 日付けの「学校における毒物及び劇物の管理状況の点検について（通知）」において、点検表を用いて、管理記録簿記入漏れや定期点検の未実施など管理の不備等がないように点検を行い、結果を 5 月末までに報告させるようにした。今年度は、点検項目に、「毒物及び劇物の保管について、学校薬剤師の指導助言を受けているか。」を追加した。なお、不備の項目については、今後の改善についての計画を明記するよう指示している。

監査対象機関等	監査執行年月日	報告公表年月日
教育委員会学校人事課（養護学校共通）	平成 17 年 11 月 18 日 ～平成 18 年 1 月 13 日	平成 18 年 3 月 13 日

(指導事項)

養護学校において、特殊教育就学奨励費負担金等の支弁を受ける者に対する支弁区分の決定通知の遅れや、決定通知前の学校側の支給が見受けられることから、申請後、速やかに支弁申請者に対し、支給の決定通知を行うこと。

(改善措置)

特殊教育就学奨励費の支弁区分決定には、生徒の保護者からの収入額・需要額調書、世帯全員の住民票及び所得証明書の提出が必要である。所得証明書の発行が 6 月以降であることや、書類に不備や疑義があった場合は学校経由で書類の追加提出や確認を行い、全ての養護学校の生徒の書類が揃うのを待つ支弁区分の決定を行っているため、決定通知の時期が遅くなっていた。また、保護者の負担を軽くするため、学校長による仮支弁区分決定後に支給がされていた。

今後は、書類が揃った生徒の分から随時支弁区分決定通知及び支給を行うこととし、決定通知の迅速化を図りたい。

熊本県監査委員公告第 9 号

平成 17 年 11 月 22 日から平成 18 年 2 月 17 日までの間に実施した財政的援助団体等監査の結果に基づく改善措置を、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により公表する。

平成 18 年 7 月 5 日

熊本県監査委員	高	宗	秀	暁
同	月	待	孝	一
同	竹	口	博	己
同	馬	場	成	志

(指 摘 事 項)

監査対象機関	監査執行年月日	報告公表事項	改善措置
フイッシャリーナ天草株式会社	平成18年 1月17日	経営改善に取り組みられているものの、累積欠損金(平成16年度末現在151,868千円)は増加している。会社が策定した中期経営戦略を確実に実行し、欠損金の縮減に努める必要がある。	フイッシャリーナ天草(株)においては、平成16年12月に策定した「中期経営戦略(平成17年度～平成21年度)」に基づき、経営改善に取り組んでおり、特に利益ウエイトの高い利用料金について、平成18年度から利用しやすしい料金体制に改定し、保管艇の増加を図っている。また、指定管理者制度の関連では、3施設の管理者として指定を受けており、これまでに改善工夫しながら、欠損金の縮減に取り組む、更なる経営の改善に努めるよう指導を行っているところである。
社会福祉法人熊本県社会福祉協議会	平成18年 1月19日	生活福祉資金貸付金の未収金に引いて、関係機関と十分連携を図り引き続きその解消に努める必要がある。(平成16年度末568,234,128円(元金のみ))なお、時効が既に成立している貸付金で今後償還見込のないものについては、適正な整理に努める必要がある。	平成18年2月21、22日に同法人への指導監督を実施し、未収金対策について、個人毎の償還計画を作成するなど具体的な数値目標を設定のうえ、市町村社協や民生委員との連携を更に強化するとともに、県社協あわせて未収金対策に取り組むよう文書による改善指導を実施したところである。今後は、同法人が予定している滞納世帯実態調査や督促の発行・償還指導等の取り組み状況を把握し、滞納の解消及び償還見込のない貸付金の適正な整理に向けて引き続き指導を行うこととしている。
熊本県高等学校文化連盟、教育庁文化課	平成18年 1月24日	平成16年度全国高等学校総合文化祭派遣費補助金について、実績報告書の内容が実態を表しておらず、実施内容及び実支出金額に誤りがあり、補助金210,545円が過払いとなっている。	熊本県高等学校文化連盟が作成した実績報告書には記入誤りがあることが判明したので、支出実績に基づいた報告書の作成を指示するとともに、実績報告書を精査した結果210,545円の返還を命じた。(3月28日返還済み)

(指 導 事 項)

監査対象機関	監査執行年月日	報告公表事項	改善措置
(株)アークノインキュベーションセンター	平成18年 1月19日	工場、研究室等の賃貸料及び管理運営費の未収金(平成16年度末3社16,196,590円)について、回収努力が行われているが、引き続き解消に努める必要がある。	当該賃貸施設は、創業後間もない企業等を支援するため(財)アークノインキュベーションセンターが、施設の管理運営や入居企業に対するコンサルティング業務を行っている。入居企業の賃貸、管理運営費の未収金の回収については、(株)アークノインキュベーションセンターに対し、未収金の回収や賃料等の確実な確保について適正な対応をこれまでに指導してきたところ。本年度は、未収金がある入居企業の責任者に対し、財団

<p>財団法人熊本県総合保健センター</p>	<p>平成18年 2月 3日</p>	<p>管理部門による医薬品在庫管理が不十分である。在庫数と年間度末に各部門から在庫数と年間予定必要額を計上させ、管理部門において、進捗状況を把握するなど、チェック体制の強化を図る必要がある。</p>	<p>職員が定期的に資金計画に関するヒアリングを実施し、これまで以上に未収金の回収について指導を行った。その結果、平成16年度末時点で16,196,590円あった未収金は、平成17年度末時点で9,866,950円（前年度比6,329,640円減）に縮小した。場合によっては、当該企業の資金繰り状況等を見ながら、引き続き未収金の回収とともに賃料等の法的措置を含め、引き上げ指導を行っていく。</p>
<p>学校法人八商学園、健康福祉部健康危機管理課</p>	<p>平成17年11月22日</p>	<p>私立学校等結核予防費補助金について、実績報告書に記載誤りがあり、補助金76,500円が過払いとなっている。</p>	<p>平成18年度当初予算の積算に当たっては、医薬品在庫数の確認を行い、年間予定必要数による予算計上を行ったところである。また、これらの管理進捗状況を把握する等チェック体制の強化については、法人内で整備中である。</p>
<p>学校法人松浦学園、総務部私学文書課</p>	<p>平成17年11月29日</p>	<p>授業料減免補助事業において、授業料の免除による還付金が年度末に減免対象者に支払われおり、免除時期が遅く、補助事業の効果が薄いものとなっている。生活保護世帯等の負担を早期に軽減させるため、できるだけ早く授業料の免除を行う必要がある。</p>	<p>平成18年3月3日に同法人あてに交付決定額の一部取り消し及び返還について通知を行い、3月30日までに返還金及び加算金が納入されている。（返還金76,500円、加算金6,563円）</p>
<p>社団法人八代市医師会</p>	<p>平成18年 2月 9日</p>	<p>補助金の会計経理について、不適切な処理が行われているので、八代市医師会会計・経理規程及び八代看護学校会計・経理規定に従った処理を行う必要がある。</p>	<p>従前から、校長会・事務長会で減免の早期実施・還付をお願いしているが、指摘を受けて、1月及び3月の校長会で県説明事項として重ねて減免の早期実施を依頼した。</p>
<p>第16回熊本県高等学校総合文化祭実行委員会</p>	<p>平成18年 1月24日</p>	<p>広告収入の一部に計上洩れがあり、不十分な決算となっているので、正規の決算処理をする必要がある。</p>	<p>公益法人会計基準の導入に伴い、税理士から実務担当者に対する研修を3月23日に開催するとともに伝票、出納簿の取扱いを改善する等適切な措置を行ったところである。</p>
<p>総務部私学文書課</p>	<p>平成17年11月22日 平成17年11月25日 平成17年11月29日</p>	<p>平成16年度の私立学校経常費補助金の交付にあたり、学校法人4団体について、補助金の額の算定に誤りがあった。</p>	<p>広告収入の一部については、収入として計上漏れがあったため、速やかに収入として正規の決算処理を行った。</p>

熊本県監査委員公告第 10 号

熊本県知事から、平成 16 年度包括外部監査の結果等に基づき措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 38 第 6 項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成 18 年 7 月 5 日

熊本県監査委員	高	宗	秀	暁
同	月	待	孝	一
同	竹	口	博	己
同	馬	場	成	志

平成 1 6 年度包括監査結果等に係る措置状況

○ 熊本県賦課徴収事務に対する監査
1 法人事業税

NO	件名	所管課	区分	内容	改善措置（対応方針）												
1	法人県民税・事業税の申告書に誤りがあるが、その修正指導がなされていない	税務課	監査結果	<p>医療法人等の事業税の課税標準額、医療法人等の所得金額計算書で自由診療報酬等の収入金額が総収入金額に占める割合を算出することとなっている。医療法人の申告書には、赤字の事業年度において所得金額計算書の添付がなく別表九（前5年以内の欠損金の控除明細書）に記載されたケータース、又は所得金額計算書の記載はあられる、別表九には所得金額が記載されたケータースが見受けられる、次年度以降に欠損金控除される可能性があるため、修正指導を要する。具体的な事例を次に記載する。（医法）A 社の平成 15 年 5 月期の損益計算書及び法人県民税・事業税の概要は下記の内容となっている。</p> <table border="1" data-bbox="683 786 794 1601"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(単位：千円)</td> </tr> <tr> <td>社会保険医療分の収入金額</td> <td>(イ) 98,535</td> </tr> <tr> <td>その他の収入金額</td> <td>(ロ) 1,551</td> </tr> <tr> <td>医療保険業の総収入金額</td> <td>(ハ) 100,087</td> </tr> <tr> <td>別表四の欠損金額</td> <td>(ニ) △ 7,995</td> </tr> <tr> <td>欠損金の控除明細書(注)</td> <td>(ホ) △ 7,995</td> </tr> </table> <p>この場合、前5年以内の欠損金の控除明細書の控除未済欠損金として記載される金額は、(ホ) = (ニ) - {(イ) × (イ) / (ハ)} = △ 123 千円となるべきである。修正がなされない場合、平成 16 年度以降において事業税が過小に申告される可能性がある。</p>	(単位：千円)		社会保険医療分の収入金額	(イ) 98,535	その他の収入金額	(ロ) 1,551	医療保険業の総収入金額	(ハ) 100,087	別表四の欠損金額	(ニ) △ 7,995	欠損金の控除明細書(注)	(ホ) △ 7,995	<ul style="list-style-type: none"> 医療法人の確定申告書及び添付書類の精査を行い指導を行った。 申告書の精査については、平成 1 7 年度税務運営計画における重点事項として注意喚起した。 税務課長会議及び課税関係係長会議の場において、当該指摘事項を紹介した。
(単位：千円)																	
社会保険医療分の収入金額	(イ) 98,535																
その他の収入金額	(ロ) 1,551																
医療保険業の総収入金額	(ハ) 100,087																
別表四の欠損金額	(ニ) △ 7,995																
欠損金の控除明細書(注)	(ホ) △ 7,995																
2	1 納税者に対して複数の納税者番号が付されているものが存在する。	税務課	監査結果	<p>電算化された事務においては、番号が重要な意味をもっている。1 納税者に対して複数の納税者番号が付されていると、賦課事務あるいは徴収事務等において重複または脱漏の生じる可能性がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 監査結果をふまえて、法人二税では、設立異動届届出が提出された際は、必ずシステムによる宛名検索を行い、既存の納税者番号の有無を確認したうえで登録を実施している。 												

NO	件 名	所管課	区 分	内 容	改善措置（対応方針）
5	誤りのある申告書の修正	税務課	監査意見	申告書の提出を受けた場合、その内容をチェックし誤りが存する場合は速やかに修正の指導を行うべきであり、指導することは、誤りの事実を確認することになり、また、次に正しい申告が行なわれることに繋がる。	<ul style="list-style-type: none"> ・早期精査及び指導に努めているところである。
6	登録の重複又は脱漏について	税務課	監査意見	賦課事務あるいは徴収事務等における重複または脱漏の可能性を排し、それら事務の正確性を期するため、1 納税者に対して複数の納税者番号が付けられている先については、早急に整理すべきである。	<ul style="list-style-type: none"> ・法人から申告に係る法人県民税及び法人事業税の納税者番号については、1 法人 1 納税者番号としている。
7	予定申告書の不要な法人に 対する申告書の発送について	税務課	監査意見	<p>予定申告書を発送した法人のなかに、本来予定申告が不要な法人が若干含まれている。無駄が生じている。この結果、郵送費及び人的コストの無駄が生じている。現在は申告期限の翌月 25 日頃に予定申告法人チェッククリストと税務署の資料を閲覧比較して予定申告がなされていない法人を決定している状況である。</p> <p>このような方法がとられている理由は、確定申告後に税務署から入手するデータが法人税申告書の差引所得に対する法人税額であり、中間申告を要する法人税額とは一致していないためである。</p> <p>中間申告を要する法人を把握している国税当局が、予定申告書を送る前に、県税当局はそのデータを手で確認するよう協力を依頼している。法人税データから申告率化に努めるべきである。法人税データから法人税申告書別表 1 (1) 1 3 欄のデータを、平成 17 年 1 月から毎月先機関へ配付し、この件については改善されている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・引続き、発送事務には留意していきたい。
8	事業税の加算金について地方税法と異なる取扱いがなされていることについて	税務課	監査意見	<p>事業税の加算金は地方税法により別紙(加算金一覧表)のおおりに規定されている。</p> <p>問題点として指摘したいのは下記のケースである。</p> <p>(イ) 過少申告加算金 自主的修正申告で更正の予知があった場合。</p> <p>(ロ) 不足申告加算金 期限後申告又は自主的修正申告で更正、決定の予知があった場合。</p> <p>具体的には税務当局の調査に基づいた法人税の期限後修正申告に係る事業税の期限後申告又は自主的修正申告として、加算金の要件①及び要件②に該当する場合は、加算金の負担は平成 3 年 1 月 27 日付の『法県電算システム事業税に係る義務的修正申告の取扱い』及び</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、地方税法の規定の見直し（明確化）を総務省に要望しているところである。

NO	件 名	所管課	区 分	内 容	改善措置 (対応方針)
				<p>て(通知)』という税務課長通知により加算金が課税されたことについて、 すなわち、通知では「税務官署から増加所得について修正された修正 の申告を認め、税務官署が作成した修正申告書の利益を認め、 税務官署の調査結果に基づき修正申告書の利益を認め、 ち、又は決定に際しては、修正申告書の利益を認め、 正取扱いとする」として、修正申告書の利益を認め、 利益を認め、修正申告書の利益を認め、 も、利益を認め、修正申告書の利益を認め、 た、利益を認め、修正申告書の利益を認め、 る、利益を認め、修正申告書の利益を認め、 て、利益を認め、修正申告書の利益を認め、 自、利益を認め、修正申告書の利益を認め、 当、利益を認め、修正申告書の利益を認め、 る、利益を認め、修正申告書の利益を認め、 正、利益を認め、修正申告書の利益を認め、</p>	

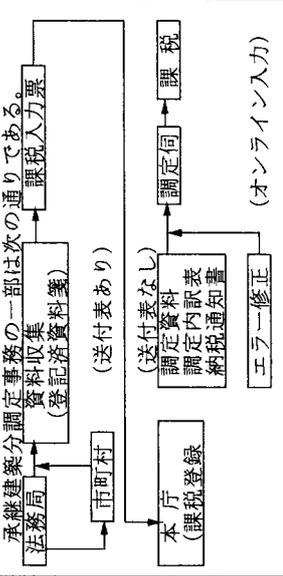
NO	件 名	所管課	区 分	内 容	改善措置（対応方針）
3	生命保険会社の代理店に対する個人事業税における代理業の認定基準について	税務課	監査意見	<p>個人事業税における代理業の認定については、報酬の支払い形態、事務所の所有関係及び費用負担並びに身的拘束関係等を総合的に勘案して行うべきとして、生命保険代理店を営む個人事業主に係る代理業の認定について、次の①～④の項目をいえる。</p> <p>① 該当するものとしている。</p> <p>② 保険会社と「保険代理店委託契約」を締結して募集業務等を行っている。</p> <p>③ 保険会社から得る報酬は、歩合（手数料収入）である。</p> <p>④ 事務所又は事業所を有している。</p> <p>⑤ 保険募集業務等にかかる費用を自ら負担している。</p> <p>⑥ 国税と協議をして、保険会社からの報酬等の支払調書等に上記認定基準を全て満たしているか否かの記載欄を設けることにより、個人事業税における代理業の認定調査の効率化が図られると思われ。</p>	<p>・毎年度、本庁から一括して各生命保険会社に対して了了アンケート調査を実施し、その結果を各振興局、県税事務所に配布している。</p> <p>・そのアンケート結果や、所得税の確定申告資料で疑義がある場合に実態調査を行うこととしており、認定事務の効率化を図っている。</p>
4	不動産貸付業の認定基準について	税務課	監査意見	<p>不動産の貸付が、所得税の取扱いを参照して、社会通念上不動産と称するにいたる規模、賃貸料収入の状況、貸付不動産の管理の状況等を総合的に勘案して判定することとして認定基準を設けている。</p> <p>その認定基準においては、住宅用不動産の場合には貸付契約件数が10件以上又は貸付面積が2,000平方メートル以上のもの、住宅用不動産以外の場合は貸付契約件数が10件以上であるものとなっている。</p> <p>基準により、住宅用不動産以外の土地のみが貸付で契約件数は1件を超えていても事業税の課税はされるが、所得が3,000万円を超えていても事業税未納であったとしても、不動産の貸付規模が認定基準未満であったとしても、その貸付状況等から同様の事情にあり、課税しないとしておける均衡を失するものについては、不動産貸付業と認定するものがあるが、土地のみの貸付については、収入金額は不動産貸付業の認定基準から除外されている。</p> <p>平成13年2月の新潟県全国昭会によれば、土地のみで事業税を課さない県が37、課税する県が10と多岐にわたるに、事業税の課税が先例に拘わらず、納付出来ない取扱いを要するものは、庶民感覚からすれば、納得出来ない取扱いと考える。</p>	<p>・不動産貸付業の認定基準については、5年ごとに見直しを行っており、平成18年度がその年に当たることから、見直しを検討している。</p>

○ 熊本県賦課徴収事務に対する監査
3 地域振興局

NO	件名	所管課	区分	内容	改善措置(対応方針)																													
1	個人事業税の滞納繰越額について	税務課	監査意見	<p>滞納繰越額(件数)の推移は下記の表の通りである。平成15年度繰越残高の内訳は、個人事業税で平成14年度発生額が2,229,900円(36件)、平成13年度以前が9,454,331円(135件)となっており、また法人事業税では平成14年度発生額が1,695,700円(9件)、平成13年度以前が1,253,950円(12件)となっている。傾向としては、特に個人事業税での滞納者の金額及び件数が多く、増加傾向となっている。</p> <p>玉名地域振興局では、滞納繰越分について滞納者ごとに担当者を決め、整理カードを作成し、交渉及び納付の状況を詳細に記載することとなっている。ところで整理カードにより回収困難と判断される滞納者が多く含まれており、担当者は滞納者との交渉に必要以上の労力と時間を費やしているように思われる。滞納者については、積極的な資産調査を行い早期の徴収に勤め、徴収不能と判断すれば滞納処分の停止、不納欠損処理と徴収事務の執行を迅速に遂行することにより、徴収事務の効率化を図る。</p>	<p>・滞納繰越分は、常習滞納や倒産等による複雑困難な事案が多く、さらには徴収困難となるおそれがある。滞納処分を執行するとともに、すでに差押中で未換価の財産については、換価を促進するものについては、漫然と放置することなく適切に処理する。</p> <p>・玉名地域振興局での平成16年度滞納繰越額(件数)は、左記表下段のおりである。繰越残高を比較すれば、個人事業税で対前年度比91.8%(△956千円、△6件)千円、△1件)となつている。対前年度比67.8%(△949千円)に、個人事業税においては、滞納者の資産調査を積極的に執行停止を行った。その結果、不能欠損処理額については、前年度の約6倍で、金額では1,239千円を突</p>																													
				<p>単位：千円(件数)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>滞納繰越額(件数)の推移表</th> <th>前年度繰越額</th> <th>前年度繰越額</th> <th>(内)収入額</th> <th>(内)不納欠損額</th> <th>繰越残高</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成14年度</td> <td>10,716(167)</td> <td>572(16)</td> <td>122(3)</td> <td>10,022(148)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成15年度</td> <td>2,196(26)</td> <td>486(11)</td> <td>0(0)</td> <td>1,710(15)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>14,034(202)</td> <td>2,138(25)</td> <td>212(6)</td> <td>11,684(171)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>3,822(27)</td> <td>416(3)</td> <td>457(3)</td> <td>2,950(21)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	滞納繰越額(件数)の推移表	前年度繰越額	前年度繰越額	(内)収入額	(内)不納欠損額	繰越残高	平成14年度	10,716(167)	572(16)	122(3)	10,022(148)		平成15年度	2,196(26)	486(11)	0(0)	1,710(15)			14,034(202)	2,138(25)	212(6)	11,684(171)			3,822(27)	416(3)	457(3)	2,950(21)	
滞納繰越額(件数)の推移表	前年度繰越額	前年度繰越額	(内)収入額	(内)不納欠損額	繰越残高																													
平成14年度	10,716(167)	572(16)	122(3)	10,022(148)																														
平成15年度	2,196(26)	486(11)	0(0)	1,710(15)																														
	14,034(202)	2,138(25)	212(6)	11,684(171)																														
	3,822(27)	416(3)	457(3)	2,950(21)																														

○ 熊本県賦課徴収事務に対する監査
4 滞納整理事務と不納欠損処理

NO	件名	所管課	区分	内容	改善措置(対応方針)
1	滞納整理事務の準拠性について	税務課	監査結果	<p>滞納整理事務については、その基準となる「滞納整理標準基準表」が作成されはいる。べく少ない回数(3~5回程度)で誓約書をとること、とす基準がある。督促から催告状の発送、差押執行予告、公売といる「滞納整理カード」等を一連を閲覧した結果、必要であるにもかかわらず誓約書をとられていない見受けられた。滞納整理事務が準拠しなければならぬ基準違反である。</p>	<p>・分納申出の際には、「滞納整理標準基準表」に基づき誓約書をとることに努めております。平成16年度分納誓約については、平成15年度が377件、平成16年度には957件を徴しております。(県税決算書)</p>
2	差押え処理について	税務課	監査結果	<p>閉G 法人(法人としての活動はない状況にある)の差押えについては、不動産の大半が銀行、国税局等差押の先順位があるため参加差押がなされいていない。その差押物件を調査したては参加差押の意義が不明な物件が6件ある。その6件については、法務局に登記簿謄本を請求したたが登記簿謄本が交付されなかつた。この場合に閉鎖登記簿等の調査を行ない、必要なら差押えを執行すべきである。</p>	<p>・不動産登記簿謄本の未交付物件6件については、平成16年12月7日に法務局における閲覧調査により、既に滞納者から所有権が移転したことを確認した。また、関係町に対して財産照会を行い、御船町から平成17年2月9日に、甲佐町から平成17年2月24日に回答を得た。財産調査の結果、換価価値ある財産は発見できず、これら法人としての活動実績はないことから、地方税法第15条の7第1項第1号に基づき、平成17年2月28日付けで滞納処分執行停止を決議し、併せて地方税法第15条の7第5項に基づき、不納欠損処理を行った。</p>
3	(株)T社の不納欠損額	税務課	監査結果	<p>(単位:千円) 59.7</p> <p>(株)T社は、平成10年金融の貸借に伴う譲渡担保が及ぶたため、その後、前借の移転が錯誤で取り消されたこと及び、詐欺事由に該当する可能性があったことが原因となつた。滞納滞金を徴収することできないことが明らかである。根拠は、「……」とする、地方税法第15条の7の5を根拠に不納欠損処理されている。しかし、(株)T社の経営資金を徴収することできないことが明らかである。従つて、速やかに徴収すべきであったが、遅れたために現時点では、地方税法第18条を根拠に不納欠損処理すべきである。</p>	<p>・前所有者が詐欺罪で裁判中であり、課税物件の取得の原因もその裁判において明らかにかにされたいと思われたが、裁判が長期化したこと、で、課税取消期間を経過し、取消できなくなつたものである。消滅が妥当であったと考へる。なお、当該事案と同様の事例が発生した場合には、速やかに財産調査を行い、租税債権の保全措置を講じることとする。</p>

NO	件 名	所管課	区 分	内 容	改善措置 (対応方針)
2	不動産所得税承継分及び建築分のデータ受け渡しについて	税務課	監査結果	<p>こうしたシステムの問題については、各市町村の協力、費用等があるため当事務所だけで対応できる問題ではないが、県や各市町村全体として検討すべきであり、また他県と協力して、関係各省及び関係自治体へ働きかけ改善の必要性を訴え、課税事務の効率化・迅速化を図るべきである。</p>  <p>承継及び取得分の不動産取得税等の課税データ入力力は、県庁税務課で行われている。その際の入力データの受け渡しは、県庁税務課から県庁税務課へ引き渡されている。県庁税務課と県庁税務課間のデータ受け渡しに関するは、規程は定められていない。県庁税務課から県庁税務課へデータ提出しているが、提出の際に、件数・送付数を記入した「不動産取得税資料送付表」を添付する。承継分は毎月 20 日、建築分については、入力完了後、本庁から入力簿の出力票及び調査資料、調査内訳表、納税通知書等を送付するが、その際に件数・出力された結果データを受領する場合はそのまま返却される数・戻りデータを確認しない。税務は個人の情報に関するデータは、盗難・改ざん等の脅威から情報・資産を守るために慎重な対応が求められる。受け渡しの双方の担当者受け渡しの際に、受け渡しの事実を明らかにするべきであり、又、受け渡しに関する規程を設けるべきである。</p>	<p>・送付された課税入力表はそのまま全件パンチシステムに登録し、入力表は全部返却する。送付表の控えは各所管が保管しているため、同じ内容の送付表を再び作成する必要はない。</p> <p>・登録されたデータは、正登録分とエラー分に分けられ、登録されたデータにより、課税入力表が漏れなく登録され、チェックが行われ、納税通知書を送付する際には再度チェックを行い、誤課税や課税漏れが発生しないよう努めている。</p> <p>・データ受け渡しの受け渡しにおいては、対面による確実な受け渡しを基本としており、また、税務データが個人のプライバシーを基としておのれを、研修等を通じ徹底し、セキュリティに関する意識向上を図っている。</p>
3	不動産取得税申告書提出について	税務課	監査結果	<p>本県税条例第 56 条では、「不動産を取得した者は、当該不動産の取得の日から 1 年以内の各月の市町村長に申告書を送付し、当該不動産の所在地の市町村長に提出し、当該不動産の地籍簿・地籍簿等に記載した事項を提出し、当該不動産の取得した者は、申告書の提出が義務である」と定められている。</p>	<p>・本庁及び各出先機関において、登記所、司法書士会、土地家屋調査士会等へリーフレットの配付を実施して、申告に関する広報の強化を図った。</p>

平成 16 年度 包括外部監査結果等に係る措置状況

○熊本県住宅供給公社に対する監査
1. 「光の森」分譲事業

件名	所管課	区分	内容	改善措置
1 光の森分譲事業の原価計算の妥当性について	住宅課	監査結果	「地方住宅供給公社会計基準」第25(原価計算制度)において、「原価計算制度は、公社が、財務諸表の作成、原価管理、その他経営意思決定等の目的のため、住宅、宅地、その他これらに関する施設等についての原価を算定する計算方法であり、かつ、原価計算として財務会計機構と有機的に結合した計算体系である。」と規定されているが、公社の現行の原価計算は地方住宅供給公社会計基準に規定されている原価計算制度には合致していない部分がある。また、重要な会計方針において、分譲資産の評価基準及び評価方法は個別法による原価法と記載されているが、厳密には個別原価計算制度といえない処理が行なわれている。	①監査結果を踏まえ、平成17年度に光の森団地の分譲区画ごとに原価集計された個別原価台帳を作成した。 ②監査結果を踏まえ、平成16年度決算において、非原価項目(団地間調整分)を損失処理し、また、契約補償費(未払分)等の確定債務を未払計上した。 ③監査結果を踏まえ、地方住宅供給公社会計基準に基づき予定払出原価と実際発生原価の差異の把握を行い、予定原価の見直しを毎期行うこととし、平成16年度決算は見直し処理を行った。
2 事業単位ごとの適正な個別原価計算について	住宅課	監査結果	光の森分譲事業の原価に、団地間調整として他の分譲事業の原価を付替えて損失の先送りしており、会計基準に規定されている原価計算制度及び一般に公正妥当と認められる原価計算の方法(「原価計算基準」(昭和37年11月1日大蔵省企業会計審議会))に準拠した会計処理とはいえない。 個別原価計算において集計される原価は、あくまでも適正に算定した工事原価等の正常な原価のみであり、原価性を有しない非原価項目は含まれない。 後は事業単位ごとに適正な原価を計算して原価管理を行い、公社の分譲事業の実態を明らかにし、経営意思決定に役立てていくとともに情報開示していくことが不可欠である。	監査結果を踏まえ、平成16年度決算において、他団地の原価付け替え分(団地間調整分)を前期損益修正損で処理した。
3 分譲売上原価について	住宅課	監査結果	平成15年3月に分譲した光の森(合志地区)売建21号地の分譲売上原価計上において、個別原価計算を行い分譲資産原価に算入した支払利息27,250,000円の21号地に按分した支払利息額1,113,086円を21号地の分譲売上原価に計上せず分譲宅地の原価に残しているが、既に分譲した区画の個別原価であり前期損益修正損として損失計上すべきである。また一方で、分譲資産売上原価計上の際、造成事務費105,680円及び管理費37,340円を売上原価に計上しているが、造成事務費及び管理費自体は分譲資産の原価に計上しておらず、分譲資産売上原価が143,020円過大計上となっている。 結果として、光の森(合志地区)売建21号地970,066円の分譲売上原価計上もれであり、前期損益修正損の計上が必要である。	監査結果を踏まえ、光の森(合志地区)の分譲区画に係る売上原価計上漏れについて、平成16年度決算で前期損益修正損で処理した。
4 公共下水道事業受託業務に係る契約金額の算定について	住宅課	監査結果	武蔵ヶ丘東ニュータウン土地区画整理事業に関連した公共下水道事業の受託事業(菊陽町より受託)の契約金額中、外注工事費の算定に一部誤りが認められた。 菊陽町との委託契約において、外注工事費と事務費の合計に消費税相当額5パーセントを加算した金額を契約金額としているが、外注工事費を税込金額で計算してあるため、消費税額を外注工事部分について二重計上した結果となっている。	監査結果を踏まえ、委託元である菊陽町と協議し、国・県の関係部課とも調整のうえ、委託料の過大受領分を平成17年6月29日に菊陽町に返還した。
5 住宅事業部作成資料と経理データとの整合性と現行の原価計算制度について	住宅課	監査意見	光の森事業に関して、事業部において用地取得費、補償費等を契約ベースにて作成している資料と経理で会計処理するデータとの整合性がなく、会計処理の適正性を検証するの複雑化している。	監査意見を踏まえ、事業部門と経理部門がデータを共有化する体制とした。

件名	所管課	区分	内容	改善措置
6 分譲事業資産の計上区分と販売費用の原価算入について	住宅課	監査意見	建設造成工事が完了しても募集販売を行っていない分譲宅地等(完成在庫)はいわゆる開発中の棚卸資産として「分譲資産建設工事」の中に含め計上し、また、販売経費も完成後6ヶ月間ほど原価算入している。「分譲資産」への振替は、募集販売を行う時点で会計処理され、引渡しベースでの分譲原価の計上を行っている。 「地方住宅供給公社会計基準」でも規定しているように、会計処理として分譲事業資産計上区分は開発仕掛中在庫が完成在庫を区分に計上し、「地方住宅供給公社会計基準検討委員会」のQ&Aでいうところの販売費用の原価算入処理は好ましい処理ではない。	監査意見を踏まえ、販売費用の原価算入時期を見直し、販売可能な分譲資産に係る販売費用は全て平成16年度決算で雑損失に計上処理した。
7 用地取得(土地費)及び資産購入の契約について	住宅課	監査意見	平成10年3月13日付御簿の購入契約は、平成10年2月2日付契約の変更増額契約とされ入札手続等を経っていない。 土地売買契約書の一部に記載の不備があったり、収入印紙に消印されていたり、印鑑証明がアイルされていないものが散見されたので留意が必要である。 また、事業部で作成している土地台帳も最後まで記載がなされていないものがあり、記載誤りもあったので契約書や支出行為負担書等と整合性があるように作成整備することが必要である。	監査意見を踏まえ、用地取得に係る土地台帳と契約書等の整合を図るよう手続きを整備するとともに、資産の購入については規程等に基づく適正な手続きの履行について関係者に徹底した。
8 UDモデル住宅の建設工事原価について	住宅課	監査意見	UD(ユニバーサルデザイン)住宅整備推進事業として公社が負担すべき負担金の減価償却費分3,300千円を2年間(24ヶ月)で按分し減価償却費として15年度で137,500円をUDモデル住宅Iの分譲資産建設工事の工事費から減額しているが、棚卸資産の評価基準は原価法によっており、また棚卸資産に関してモデル住宅としての使用による価値の減価を認識することは現行の会計基準に照らしても適切な会計処理ではなく、公社負担の減価償却費分の減額処理は行うべきではない。	監査意見を踏まえ、UD住宅に対する減価償却をとりやめ、分譲資産の取扱いとしました。
9 区画整理事業における原価計算上の処理について	住宅課	監査意見	熊本県住宅供給公社の決算報告書の注記事項の重要な会計方針で、建設期間中の支払利息等の原価算入方法として「事業用土地取得に関連する借入金の利息で、当該土地の開発計画策定期間又は造成工事期間等の正常な開発期間内のみは、原価に算入している。」とされている。しかし、貸借対照表に計上されている事業用土地資産に算入されている支払利息は、平成14年度、15年度のみであり、平成11年度、12年度、13年度分は分譲資産に計上されている。この処理の変更は平成14年度より新規に「地方住宅供給公社会計基準」が作成された為で妥当な処理といえる。しかし、注記事項にその説明をして、誤解を招かないようにすべきである。	監査意見を踏まえ、平成16年度決算書に、「事業用土地取得に係る借入利息で開発計画策定期間又は造成工事期間等の正常な開発期間内のみは原価に算入している」との注記事項を記載した。

平成16年度包括外部監査結果等に係る措置状況

○熊本県住宅供給公社に対する監査
2 「光の森」以外の分譲事業

件名	所管課	区分	内容	改善措置
1 事業単位ごとの適正な個別原価計算について	住宅課	監査決議	平成7年3月31日に原価調整としてヴェルデ・コモン長嶺の土地購入費の一部110,000,000円が字士・入地ニュータウンの分譲資産原価に振替られている。また、西合志くぬぎヶ丘団地、菊南ひかりヶ丘団地の土地原価については、「光の森」分譲事業の土地原価に振替算入されている。これらの会計処理については、「光の森」分譲事業の監査結果(2)で述べているとおり、現行の会計基準では不適切な処理と判断する。	監査結果を踏まえ、平成16年度決算で、他団地の原価付け替え分(団地間調整分)を前期損益修正損で処理した。
2 分譲宅地の評価について	住宅課	監査決議	平成4年5年に購入した土地について、取得費に造成費、支払利息、事務費を加えた金額と平成10年の募集開始時期における時価とを比較して、評価額を算出している。平成10年の時価を平成14年度末の時価と見なした理由については、平成14年8月現在の時価(金融機関が行った時価評価)との比較において、著しい差異が見られなかったためである。しかし、時価の算定に当たっては、あくまでも直近の時価を調査すべきであり、このような評価損失金額の算定は合理的とは言えない。	監査結果を踏まえ、また、地方住宅供給公社会計基準の改定に伴う資産評価額の適正化が平成16年度に行われたことから、平成16年度決算で、固定資産等(賃貸資産、分譲資産も含む)の不動産鑑定士による鑑定評価を行い、それを基礎とした評価減を行った。
3 残存保有土地についての販売促進について	住宅課	監査意見	分譲宅地については、在庫保有期間に係わる維持管理費及び金利負担額等の維持管理コストが、年間1区画当たり約136千円前後発生している。このコストを考慮するなら早期に販売することが得策であることは明白である。今後近傍価格との比較を適時に行い、販売価格の見直しを行って、なお一層の販売促進を図ることが検討課題である。	監査意見を踏まえ、分譲団地の残存区画について、近傍価格や地価動向、経済情勢等を考慮のうえ販売促進施策を検討している。なお、一部の団地についてはすでに販売価格の見直しを含めた販売促進施策を実施した。
4 「定住促進」政策実現の為の開発について	住宅課	監査意見	地方住宅供給公社法が施行された昭和40年代においては、住宅が質・量ともに不足していた時代背景のもとに、住宅不足の著しい地域において良好な住環境の住宅等を提供するという使命を有していた。しかしながら、その後住宅ストックの増加により、県下の住宅需給状況は、公社法の予定する「住宅不足の著しい」状況でもなく、また、公社定款が予定する「住宅を必要とする勤労者」が広範囲に存在するという状況にはない。従って、現在は自治体の過疎地域の定住促進政策実現の為の開発事業を行っている。定款を要状に応じ、修正する必要があるのではないかと。	公社の定款は、公社の根拠法である地方住宅供給公社法に沿っているため、今後の法改正の動向を見ながら対応したい。

平成16年度包括外部監査結果等に係る措置状況

○熊本県住宅供給公社に対する監査
3 賃貸管理事業

件名	所管課	区分	内容	改善措置
1 賃貸事業資産における減価償却について	住宅課	監査結果	賃貸事業資産の減価償却の方法は、年金法(耐用期間)にわたり資本費用が一定となる減価償却の方法)で実施されている。年金法は賃貸事業資産を建てるにあたり資金調達した借入金(返済元本部分を減価償却費として計上する方法)である。当公社においても、そのように減価償却を行っていた。しかし、自己資金で資金調達した場合は自己資金の額を均等に償却しなくてはならないが、新会計基準のもとで平成14年度以降その減価償却額がなされていなかった。今後は自己資金部分についても減価償却をしなければならぬ。	地方住宅供給公社会計基準の改定により、平成17年度から減価償却の方法が年金法から定額法に変更になったため、定額法により実施している。
2 賃貸管理事業における預り金について	住宅課	監査結果	賃貸住宅事業預り金勘定は、2期連続してマイナスとなっている。これは、賃貸物件の管理料として共益費を預かっているものの、それ以上に管理費がかかっていることによる原因があると考えられる。マイナスのまま貸借対照表に計上されているが、管理業務を見直すとともに、会計処理上も借方に計上すべきである。	預り金がマイナスとなった場合は、当該年度に費用として処理することとした。
3 県営住宅の維持修繕費の未払い計上について	住宅課	監査結果	県営住宅の維持修繕費の一部が事業年度内に修繕等は完了し、支払義務が発生しているにもかかわらず、その年度内に未払計上されていない。過去3年間の内訳は下記のとおりである。なお、未払計上していない理由としては、修繕費については熊本県の県営住宅修繕工事費の年間予算があり、その年間予算の範囲内での修繕計画を策定するようになっているが、住宅の老朽化が進み早急な修理を要する住宅が増加し、年間予算では賸えず予算の前倒しにより修繕工事を行ったことによるものである。ただし、会計処理上は年間予算に關係なく未払計上すべきである。	監査結果を踏まえ、年間予算の範囲内で予算執行するよう統制し、未払計上できる体制を整備した。なお、平成17年度は予算の範囲内で執行することができた。
4 賃貸事業資産の耐用年数について	住宅課	監査意見	地方住宅供給公社会計基準第19によれば「賃貸事業資産の減価償却費の耐用年数は「物理的減価及び機能的減価の双方の要因を考慮して決定する(経済的耐用年数という)」とある。しかし、熊本県住宅供給公社会計規程第38条では「昭和40年大蔵省令第15号の規定に従うものとする」となっており、地方住宅供給公社会計基準とは異なっている。資産の耐用年数はその年数のとり方によって減価償却費が変わるため、決算書の財務内容は大きく変化する。会計規程の変更を検討すべきである。	監査意見を踏まえ、平成18年3月の理事会で会計規程の改正を行い、賃貸事業資産の耐用年数を地方住宅供給公社会計基準に合った内容に改めた。

平成16年度包括外部監査結果等に係る措置状況

○熊本県住宅供給公社に対する監査

4 その他	件名	所管課	区分	内容	改善措置
1	「熊本県住宅供給公社会計規程」の不備について	住宅課	監査結果	(注)全国住宅供給公社等連合会が発表した「地方住宅供給公社会計基準」は、平成14年4月1日より施行されたこととなった。これに基づき「熊本県住宅供給公社会計規程」が作成されたが、この中で、財務諸表標準様式規定の損益計算書勘定で一般管理費に関する勘定科目及び説明の記載が漏れており、早急に補充をして会計処理に誤りのないよう万全を期すべきである。	監査結果を踏まえ、公社会計規程の財務諸表標準様式勘定の記載漏れ事項について補正した。
2	管理委託料の収益計上時期について	住宅課	監査結果	管理委託料について、契約日に収益が計上されているものがあった。管理委託料は契約日でなく、履行期間の終了日に収益計上すべきである。	監査結果を踏まえ、管理委託料は受託行為の完了後に収益計上することとした。
3	不良債権に対する請求について	住宅課	監査結果	不良債権のうち2件について、和解調書が作成されているが、遅延損害金それぞれ72,404円・57,920円記載されているのに、請求が為されていない。	2「光の森」分譲事業に関する監査意見の1の改善措置のとおり、事業部門と総務部門のデータを共有化することで、収入が発生した場合にははもれなく請求できる体制を整備した。なお、当該遅延損害金は請求済みである。
4	販売経費について	住宅課	監査意見	「地方住宅供給公社会計基準」において、販売募集に係る費用等で工事の完了までに新規販売をする場合の費用は、資産建設工事の事務費として計上できるとしているが、工事完了後の売れ残り物件についての販売経費は、「その他経費」に計上することとなっている。また、販売開始後6ヶ月経過した後固定資産を取得した場合、その支出額も「その他経費」に計上している。これらの会計処理は、一般の企業会計処理基準であれば、販売経費は販売費及び一般管理費で計上することとなっており、固定資産の取得がなければ、資産に計上して減価償却費で費用化することとなっている。これらは常識的な会計処理と比べてあまりにも大きく乖離した会計処理であり、「会計基準」の見直しを検討すべきである。	公社会計規程の準拠する地方住宅供給公社会計基準の見直しが行われていない状況のため、販売経費については従来どおり「その他経常費用-雑損失」で計上している。
5	不良債権に対する管理体制の整備について	住宅課	監査意見	一年以上の未収債権がある相手先については、その経緯の内容を金額的に整理保管することが必要である。 監査日現在相手との交渉内容については、日付を追って刻明に記載されているが、債権の発生と入金状況について一覧性のある書類が見当らなかつた。 監査結果(3)に記載したとおり、和解調書の遅延損害金が請求漏れとなっており、未収金に計上すれば結果的には貸倒損となってしまうので、別途金額を備忘的に記載する書類が必要であろう。	監査意見を踏まえ、不良債権に係る入金状況を整理した。
6	未収債権の管理について	住宅課	監査意見	現在作成されている納入台帳については、当期発生債権は全て当期に納入されることを予定しているが、前期末に未収で残った債権については、当期の納入台帳に記載されないこととなっている。 このことは、未収債権の管理が複雑になっていることを意味するので、未収債権の一覧表を収入台帳の前面に表示することが必要である。	監査意見を踏まえ、未収債権の一覧表を収入台帳の前面に表示した。
7	長期前払費用について	住宅課	監査意見	地方住宅供給公社財務諸表様式及び勘定科目分類基準によれば、「事業前払金は事業に係る費用で、当該年度の費用に属せず、決算期後一年以内に費用となるものを記載する。なお、一年を超え長期継続的に事業費用化するものは、事業資産の長期前払費用として記載する。」としている。事業前払金として計上している4,381,264円は長期前払費用とすべきである。	監査意見を踏まえ、平成16年度決算において、賃貸住宅の損害保険で複数年契約のものは事業前払金ではなく長期前払費用として計上した。